

國立公文書館

National Archives of Japan

第
用第所貯ンル = 四之前四三
ス = 轉金ト者依條ラ
條稅ス及ル準第ニ項用無盡契約
第務金ル同條金曰本銀行契約
署錢者第ニ項及第ニ項申託命
規告又令項金又預
定スハ又預ハ又預
ハヘ支定期ハ又預
前項シ拂ニ定期金ハ人規定
項請ル = 錢年定期
所依信ニル託付第一
場合ニル拂ハ第一
スリ拂烏一
ル當ラサ項
事該請ノノ規
項預ボト規
ラ金セス定付

第
ニ一シ該ハ契三・リ・テ第一項保當該有價證券者同項
契約便年金受取人申告他當申告
=シテ命令期申告事項ハ以於為定當申告
署スル申告事項ハ以於為定當申告
所令定現スル財產ヲ管
轉定期存ト所依證ス
稅務ヘモスラニテ烏
署ルノル得依證スベ
ニ所左リスベ
申ニ契告依約揭本人書
スリ者グニ面
ベ當又ル代ラ

第

第

テ産九命入當定前但コハハ務
ハ又條令ル該ニ項シト政署
命令ヲ證財依、措置ハ當該
以紙產リ、第ニ條又ハ
契約ニテヨ又提置ハ當該
以、條定ムル方附セラレタル
其、效力、申告書面ニ
制限又ハ處分ノ制付財

第

第

五條債務於ケル財產目錄、貸借對照表、動產及債權
ノルセラニ令ヲ債務者ニ關スル明細書其ノ他、書類ヲ作成シ之
六條所關、轉稅務署ニ提出スベシ
轉稅務署ニ依リ調査時期ニ於テ其ノ事業
者ハ命令、定ムル所ニ申告スベシ
當該財產、又定ムル所ニ申告スベシ
ハ命令、定ムル所ニ申告スベシ
契約ヲ證スル書面ヲ所轉稅

ラ 為スベキ義務アル個人ニ質問ヲ為シ又ハ當該
軍業ニ関スル帳簿書類、財產其ノ他ノ物件ヲ
検査登スルコトヲ得
第十ニ條 大藏大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ郵
便官署、銀行其ノ他命令ヲ以テ定ムル法人ヲ取扱
シテ第二條乃至第四條、第七條及第八條ニ規定スル事務ヲ取扱バシムルコト
ヲ定得
前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ヲ取扱バシムルコト
リ公務ニ當該事務ニ從事スル職員ハ之ヲ法令ニ依
第十三條第ニ項ニ規定スル職員ト看做スル者
行使ノ目的ヲ以テ第八條第二項ニ規定スル者

第十以ヲノ二十前不シテ偽又定
五下爲規從四項正夕偽造ハス
條ノシ定事條ニル者、證紙圓紙ラ
未遂罪ハ之ヲ罰ス
第八條ニ規足スル措置ニ關スル事務
基キ發スル命令ニ違反シテ當該措置
タルトキハ三年以下、懲役又ハ五萬圓
罰金ニ處ス
第十條ノ規定ノ違反アリタル場合ニ

第
第三十圓ハル該二十役於
タ又其セ以竊者事關六又テ
一ルハノ條下用其務ス條ハハ
條者虛他ニシノニル五萬圓以下、行爲ヲ爲シタル者ヲニ年以下、懲
ハ偽ノ第罰金ニ處ス
規五ノ物十金ニ處ス
規定ニ千圓載ノ件一條ノ檢定ノ規定ニ依ル
以下ノ罰金ニ處ス
稅務署長又ハ其ノ代理
帳簿書類ヲ呈示
シタル帳簿書類ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避財

第
官質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ又ハ虛偽、陳述
ノ爲シタル者ハニ千圓以下、罰金ニ處ス
第十八條 第五條ノ規定ニ違反シ當該書類ヲ提出
ミ出セサズ若ハ虛偽ノ記載ヲ爲シタル書類ヲ提出
タルトキ又ハ第六條ノ規定ニ違反シ申告ヲ爲
法人ノ取締役、理事、清算人若ハ此等ニ準ズ
ル者又ハ當該個人ヲ一萬圓以下ノ過料ニ處ス
本令ハ公布自ヨリ之ヲ施行ス
附則